

# コンピューター・エシックスと道德の方法論

J. ファン. デン. ホーベン

出典：

Jeroren van den Hoven, "Computer Ethics and Moral Methodology", in Robert M. Baird, Reagen Ramsower, Stuart E. Rosenbaum(eds.), *CYBERETHICS : social and moral issues in the computer age*, Prometheus Books, 2000

キーワード：エンジニアリング・モデル、個別主義、反理論、自由な反省的均衡の方法、プライバシー問題

## コンピューター・エシックスと道德の方法論

ここ十年以上、コンピューターの専門家たちの間では道德的認識のしっかりとした成育があった。情報技術の職業において「反省的("reflective")」転回があったのと時を同じくして、道德哲学の分野においては「実践的("practical")」転回が起きていた。多くの道德哲学者は、一般的倫理学の方法論やメタ倫理学、あるいは出来事への倫理の応用という方法論・メタ倫理学という立派な建物から離れるようになった。彼らは、専門家たちにおける切迫した倫理的問題の解決に向けて、反省的实践者(reflective practitioners)と協力するようになった。しかしながら、メタ倫理的・方法論的な古い哲学的問題群は消えてしまったわけではなく、ただアカデミック集団が違った方向からそれを見ようと決めたということなのであった。今ではもう応用倫理学は完全に成長し、高度技術はわれわれの倫理的伝統を左右し、問題への倫理判断を受けているから、あるひとつの理論的問題が今までにまして重要になってきている。すなわちその「ひとつの理論的問題」とは、道德判断の正当化という問題である。Jim Moor の言葉、コンピューター・エシックスにおいて影響力のある特徴描写である言葉を借りれば、「コンピューター技術の倫理的使用のための方策の定式化および正当化」は、コンピューター・エシックスの主たる目的なのである。プライバシーの問題やアクセス権制限の問題、知的所有権の問題、その他情報技術に関わる多くの問題群に関する道德判断のためにわれわれはどのような議論から始めることができるのだろうか。われわれの公共政策の問題への提案された解決案をどのように正当化することができるのだろうか。

環境倫理・生命倫理・職業倫理などの応用倫理学の他分野においては、正当化問題を解くための最もよい方法について、ひどい混乱と不一致があったし、今もある。ある人は、普遍的な道德原理(moral principles)をシンプルに適用することによって、それぞれのケースもしくは全てのケースの正当性はもたらされるのだと考えている（いわゆるエンジニアリング・モデルの主張）。またある人は、より特殊な、いわゆる中間レベルの原理(midlevel principles)こそ必要とし、それぞれの専門家は自らの中間レベルの道德原理を定式化する必要があると考えている（原則主義("principlism")の主張）。そして道德原理から正当性を導かない人々もいる。彼らは、道德判断は個々の歴史・個別の事例・特殊な状況と分ちがたく結びついていると考えている。このような主張は、ある2つのケースが比較的類似していることが明らかであろうとも、あるケースから別なケースの結論を推定し一般化することはできない。2つのケースの類似点は捨てられ、ほぼ無

限にある道徳的現実性に不自然につけ入れられ、その結果、間違いなく関連している特徴の「偽りの減少」をもたらす。一般的倫理学と応用倫理学双方においての主な方法論的対立は、道徳の一元主義者(**generalists**)と個別主義者(**particularists**)との間にある。しかしながら、極端な一元主義者でも個別主義者でもない人々が、応用倫理の方法の概念として妥当している以下のふたつの基準に満足しきっている。一つ目は、方法の概念は道徳の実践と記述の両方の複雑さ・豊かさを収容できなければならないということ。二つ目は、方法の概念は道徳的推論の力学(**dynamics**)の形跡とモデルを示してくれるものでなければならないということ。道徳的推論は考えの訂正も含む。われわれは事実に基づく新しい情報や道徳的な新しい情報に照らして意見を修正する傾向がある。それゆえ、力学モデルにおける個別の原理あるいは一般の原理の道徳認識双方に組み入れるために、道徳的構造の決定においては非減少主義者(**nonreductionist**)であらねばならない。

私はこれから、エンジニアリング・モデルとその反対者、つまり個別主義者や反理論(**antitheoretical**)の立場について述べる。これらへの批評によって、第三の方法論的選択、すなわち「自由な反省的均衡の方法(**Method of Wide Reflective Equilibrium**)」として言及されるであろう第三の選択を提言することになるだろう。**Beauchamp** と **Childress** が生命倫理にとって最も適した方法的概念であるとして「自由な反省的均衡」を採用したのと同じ、原則主義の主張である。

## エンジニアリング・モデル

応用倫理における方法論として、「エンジニアリング・モデル」は極端な道徳の一元主義的立場としてしばしば言及される。それは、倫理的あるいは職業的な基準は、各々が心の中に持っているものであるという方法論的モデルである。エンジニアリング・モデルにおいては、理論的かつ一般的な道徳原理が個々の経験的事例に適用される。個々の事例は、法則の覆いの下に「組み込まれる("**subsumed**")」。道徳性における正当化は、ここでは物理学における説明と似ている。自然科学の分野において、いわゆる演繹的—法則論的なモデルは、長いあいだ説明の支配的な視点であった。金属のかけらが膨張するという事実は、自然法則の存在（熱すれば全ての金属は膨張する）と、それと関連した事実状態（金属のかけらが熱されている）という二つの前提からこの事実をあらわしている叙述を演繹することによって説明されていた。倫理においてこのモデルを当てはめることは、一つ目に倫理的理論は普遍的かつ正当な道徳原理的知の明瞭な体系によって構成されていること、二つ目にそれぞれのケースの明々白々な経験的叙述は常に与えられるということ、三つ目にこのような道徳的知の体系の適用は価値中立的かつ公平な論理的演繹を通して生じるということ、この三つによって可能になるように思われる。

しかし、われわれはこの単純なエンジニアリング・モデルの欠点を容易に取り出すことができる。われわれは、一つのケースに二つあるいはそれ以上の対立している原理を適用したために、矛盾した結論に逢着してしまうかもしれないのである。たとえば、倫理的なACMコードは「プライバシーの尊重」と「他者への危害を避ける」という二つの定言を含んでいる。しかし、**Harry** のプライバシーを軽視したことによって **Tom** への危害を避けることができたのかもしれないし、**Tom** へ損害を与えてしまったことによって **Harry** のプライバシーが守られたのかもしれないということをわれわれは知っている。他者危害の原則とプライバシーの原則の二つを同時に適用させることは、どちらが優先されるべきなのかということが曖昧になってしまう。もし原則の字義的

秩序が設けられたならば、あるいは優先権についてのルールを立てることができたならば、原則同士が衝突してしまうという問題は起こらず、原則への純粋な演繹的適用も成功するだろう。しかし不幸にも、そのような秩序は、それとは異なるレベルにおける正当化の問題を生じさせることなしには設定されることはないのである。それゆえ、エンジニアリング・モデルは衝突する規範の直観的なバランスに落伍してしまうという宿命を負っており、論理的演繹の厳密かつ実証的な主張は消滅してしまう。倫理のACMコードの立案者たちによると、それは序文において次のように表現されている。「倫理的対立が関わっている問題は、詳細な規則に頼ることよりも、基本的原則の用心深い熟慮によって答えられるのが最も良い。」

エンジニアリング・モデルに対する別な観点からの異論もあげることができる。エンジニアリング・モデルは二つのカテゴリーにおいて生じている。すなわち、第一が実際的カテゴリー、第二が原則適用というカテゴリーである。その実際的カテゴリーの方へ視線を向けてみると、高いレベルの一般的法則を実際のケースに機械的に適用させることは単純なことではない。道德決定能力を持っているすべての人々は、個々のケースや実例や話の中において、つまり彼ら自身が生きている豊かな文脈における具体的な歴史的物語において動くものであるという事実を、病院・営利企業などの諮問委員会や倫理学会などに参加している倫理学者は証言している。彼らは考えの中に一般的原理あるいは抽象的原理に言及することはめったになく、決してないと言ってもいい。誰かが倒れているとき、その人を助けようと本気で思っている人は、その選択の正当性を法則功利主義(rule-utilitarianism)の教義に求めようとする人など誰もいないのである。エンジニアリング・モデルは、道德の現象を抽出できるようには思えない。

エンジニアリング・モデルに対する筋の通った議論は、このモデルの論理に関する議論と、その前提(premises)を概念化する方法についての議論の二つに分けることができる。まず前者の議論について考えてみよう。このシンプルなモデルは、考えを修正するという点については沈黙してしまう傾向にある。なぜなら、そのモデルの根底にある論理は単調だからである。ユークリッド幾何学においては、一度確かな方法で得られた結論は、たとえ新たな情報がそのシステムに加わろうとも、十分な根拠を持ち続けたままではいられる。しかしながら、道德の信念体系(moral belief systems)と道德の記述(moral discourse)は、そのような単調な特質を持ち合わせていない。われわれは新たな情報を考慮し、それに従って意見を変える。また、このモデルはわれわれが例外的に動くことを認めない。エンジニアリング・モデルの法則と原理は、始末の悪い「例外」によって妥協を余儀なくされている。実際に道德の法則と原理は多くの例外があり、それゆえ、「鳥は飛ぶことができる」というテキストの一文が人工知能的なもの、すなわち無効を宣言されている一文であることと同じような特質を示している。ほとんど全ての鳥は飛ぶことができる。だが、多かれ少なかれ例外として記述しなければならない点がある。つまりペンギンの存在である。またダチョウも、羽毛を短く刈られた鳥であり、「死んだ」鳥であり、両足を常に突き出している（つまり両足を浮かせることがない＝飛ぶことがないということ 訳者注）鳥である。だからこの法則は「全ての鳥は飛ぶことができる、ただしダチョウやペンギンなどは例外とする」と定式化すべきなのである。例外をあとに書き足すという条項は、「欠如仮説(default assumptions)」と言われている。エンジニアリング・モデルはこの欠如仮説の扱いに対する用意がないのである。

前提の概念化ということに関する限りにおいては、重要な前提の特権的な地位と道德原理を含んでいる一つの前提は、ともに問題がある。重要な前提は道德的知識(moral knowledge)を意図

的に含んでいるが、その道徳的知識は本当に普遍的な法則や原理の形式において生じているのかどうかは疑わしい。Thomas Nagel がかつて指摘したように、「正しい」解答として答を説明してくれる原理を定式化することよりも、道徳的問題への良い答を見つけ出すことの方がより望ましいということは理解できるだろう。そして、道徳的知識をはっきりとあらわした一般的原理を述べるのがすべて可能であるとしても、それらがどの程度まで知識的に特権化されているものなのか、あるいは本当に特権化されているものなのかどうかという問いは依然として残されたままである。

さらに、解釈の問題や、曖昧であるという問題、意味の相違という問題も横たわっている。「正直さ」「頼もしさ」「不都合」「(IT技術者たちにとっての倫理的コードにおける重要な像である)よく生きること」、これらの用語は社会的・文化的文脈におかれて初めて意味がとれる用語であり、異なる文脈であれば意味を変化させることなしには適用することはできない。「いつも正直であれ」というような非常に率直な格言や、それより少し一般度が下がる「クライアントにはいつも正直であれ」という格言でさえ、一見不明瞭なところは少しもないように思えるかもしれないが、四歳の子に文脈抜きで「いつも注意深くあれ」と言ってしまうことと同じくらい役に立つ(反語ではないか。「役に立たない」 訳者注)。注意深さは、庭で遊ぶとき、通りを横切るとき、キャンドルに火を灯すとき、ミルクを注ぐとき、外国人と話すとき、それぞれの場合でまったく違った形態を呈する。したがって、このような表現を含んだ法則は、かなり明瞭であるかのように一見思えるが、個別の事例へのこれらの適用はいつも重大かつ不可避免的に、それどころか非削除的に、解釈の問題を呼び起こすのである。これは、「プライバシー」「責任」「民主主義」「自律」あるいは「人間」などのように、本質的にいわゆる対立点の多い概念を含んでいるケースの *fortiori* を保ったままである。本質的に対立的な概念は、その定義をこえた論争は意味の一部にすぎない。したがって、誰かが「これは「プライバシー」の正しい定義である」と言うことは、彼の意味論的な能力のなさを表明していることに他ならない。

医者が患者との会話に臨んでいるという場面で起こる問題についてしばらく考えてみよう。彼らの職業コードには、いつも正直であらねばならない、決して患者に嘘をついてはいけないということがふつう記されている。つまり、真実のみを、完全な真実のみを、ただ真実だけを述べよ、ということである。このことは病状が末期であることを患者に伝えねばならない医者にも当てはまる。認知心理学者は、管理しやすい情報の塊へと「分析すること("parsing")」によって初めて、終わりつつある生についての死の過程のデータに直面している人々を発見したのだ。このことがもし本当ならば、医者が認識的に消化しやすい量の範囲内で診断を管理することによって、つまり真実を述べることを時に制限することによって、人間のこのような事実を未然に予防することは許されるだろう。今までは、「真実を述べる」ということは「法の集合的概念(*law cluster concept*)」となっており、「多大な感情的ストレスの下で情報を処理する個々人の能力」に関する心理学的理論の中に埋没されていた用語(*term*)であった。基本的用語は、このような種類の経験的参与にいつも開かれており、それによって引き起こされる用語の意味の変化にわれわれは注意深くあるべきなのである。技術的燃料(*technology fuels*)は変化し、われわれの言語的直覚はその跡をたどる。そしてわれわれの道徳的推測は、それを反映させるべきなのである。私が思うに、個別のケースを記述するための適した述語の選択についての議論と解釈をすることなしに、つまりエンジニアリング・モデルによって提唱されていることのように、率直かつシンプルな適用の

概念がなぜまったくの錯覚であるといえるかということをおよこのよな考察は十分に明らかにしている。

情報技術は、概念的かつ意味論的な難問を多く生み出した。IT発展の初期の段階において **Jim Moor** が指摘したよに、情報技術に関する概念はあまりに根本的かつ急速に変化しているので、概念的混乱とそれによつて引き起こされる政策の空白化は、例外なく法則的になっている。「人間」「プライバシー」「所有権」「平等性」「民主主義」「自律」「知識」「国民国家」「政治」そして「情報」、われわれが使うこれらの言葉は、コンピューターとコンピューターを介したコミュニケーションが一つの日常的シーンに達した今日においては、再考してみなければならないだろう。これらの言葉の意味を再調整しなければならないだろう。概念とは道具であり、摩滅しやすい道具のよなものなのである。プラグマティストの **John Dewey** が非常に適切に理解していたよに、われわれは時として概念を再構築しなければならないのである。それゆえ、道徳考察のための方法の概念も、必要十分な条件を網羅してみても、最終的に概念の厳密で固定した意味の可能性を前提とすることは決してできない。

道徳の記述に関するこのよな実際の形態のために、コンピューター・エシックスにおいてなすべき必要のある大部分の仕事は、道徳のキー概念の解釈と哲学的再構築に関することではなければならないだろう。この仕事は、概念の普遍的本質がいくらかあるだろうという仮定の下でなされるべきではない。ある方法で問題を概念化するかあるいは別の方法で概念化するかで実際の齟齬が生じてしまうという事実を自覚することにおいて、そしてプラグマティックな精神において、この仕事は遂行されねばならない。**Carl Danner Clouser** は、概念の混乱ないし混同をきちんと整理すること、すなわち彼曰く「下準備("ground preparation")」としての仕事であると見なし、応用倫理において最も難しい問題の一つであるとしている。「与えられた」原理を「与えられた」個別の事例に適用することを前提とするエンジニアリング・モデルは、「穴だらけの肌理("open-textured")」である概念の解釈という意味論的問題と、われわれの経験を理解するという不可避の試みに関連している哲学的問題をなおざりにしている。

エンジニアリング・モデルのこのよな問題は、そのモデルの対極的立場を支持するいく人かの道徳哲学者をもたらしした。それは「個別主義(particularism)」あるいは「反理論(antitheory)」として時に言及される立場であり、倫理的理論を用いることなしに、一般的法則や普遍的原理を用いることなしに、道徳哲学に取り組む立場である。

「具体的な個別的ケースを見るために一般化と原理化への考察を行うことによつて道徳問題を浮かび上がらせる」という観点から、議論を続けるさせることができる「適用」「道徳理論」そして「道徳原理」はありえるかもしれないということをおよ、個別主義者らは忘れてしまう傾向がある。このよな立場は、エンジニアリング・モデルに関連した演繹主義と基礎づけ主義(fundationalism)を忌避するだろう。

たとえば **James Brown** は、応用倫理のエンジニアリング・モデルの欠点のほとんどは、そのモデルの中核部分、すなわち彼が「理論の果実モデル( fruits-of-theory model )」と呼ぶ部分ではなく、その一側面によるものであると論じている。**Brown** は、エンジニアリング・モデルは次の四つの主張を意味するものであると解している。

(a) 応用倫理とは倫理理論の適用である。

(b) 実際の問題に適用させるための堅実かつ十分な根拠を伴った倫理理論のひとつの体系が

存在している。

(c)哲学者以外の者は問題を供給し、哲学者は理論を供給しかつ適用する。

(d)専門倫理および職業倫理は、専門的問題および職業的問題に適用させただけの単なる普通の倫理である。

Brown は(b)(c)および(d)を拒否している。しかし「応用倫理の理論の果実モデル」と彼が呼ぶ(a)は保持する。(b)の廃棄は、応用させるための堅実かつ十分な根拠を伴った倫理理論の体系などありえないことからして明らかな表明である。(c)と(d)の廃棄は、哲学者と専門家の間の学際的共同の必要を指摘している。エンジニアリング・モデルに対する議論は、「理論の果実」である(a)に対する議論として解釈することが可能かどうかという点が補足されなければならない。Brown の主張は、一般的理論を放棄した個別主義者や反理論主義者は湯ぶねの湯とともにだいじな赤子まで流してしまう危険を負っていることを教えてくれている。

## 個別主義と反理論

「反理論」という言葉は、道徳考察の異なった概念を包含している。そのひとつは、「反・法則」(以下同様に、「反」という接頭辞をそれぞれ付けて)「演繹」「基礎」「抽象化」「理想化」「明白性」「正確さ」「普遍性」「方法」「成分化」「明瞭性」「原理」「アルゴリズム」そして「決定の手順」などという見出しの下で、道徳理論を批判的に記述することである。Clarke によれば、倫理における反理論を掲げる者は、まず一つ目に、全ての理性的人間を統べるような普遍的かつ妥当な原理に反対する。二つ目に、ほとんど機械的な方法で抽象的原理を道徳問題に適用することを拒絶する。そして三つ目に、道徳問題への解答を演繹するための手順を記述しようと試みることに同意しない。彼らは、基準的理論を立てることは不可能で、不必要で、望ましくないことであると考えているのである。事例を与えられ、物語や逸話を語られ、個々のケースを討議し、そして彼らの認識力と道徳的判断力を適用するという典型例のような道徳的熟慮に人々は従事している。状況を判断し、個別の状況において道徳的に適した形態を判別するために、アリストテレスによって実践理性(phronesis)として言及された能力である実践知(practical wisdom)を行使しているのである。個別主義者にとって無くてはならないのは状況に対する適切さであり、個別の歴史的文脈において正義を為すという均整のとれた理想は、最高位の重要性を有している。一般的原理や抽象的概念を課すことは、歴史的現実と人間の現実を歪曲させる。Martha Nussbaum が述べたように、われわれに要求されていることは「正確な認識と揺るぎない信用("finely aware and richly responsible")」である。

極端な原理一元主義の立場に対するこの反理論・個別主義的方法にいかほどの正当性があるのかということは、「理論」の概念のなかにどのくらい築き上げられているかということに大部分拠っている。もちろん、反理論の立場は、理論の強固な科学者の概念と道徳原理の粗雑な概念が用いられるのであれば、より正当性を持ちうると言えるだろう。Louden が示したように、反理論主義者は次の六つの前提のうちの一つ、あるいは複数を拒否している。

- (1) すべての正しい道徳的判断と道徳的实践は、理論のはたらきによって接合された普遍的かつ恒久的な原理から演繹しうる。
- (2) すべての道徳的価値は同じ単位で計測することができる。つまり、すべての道徳的価値は共通の尺度の測定器によってそれぞれ比較することが可能である。

理論の仕事は、その必要な尺度を構築することである。

- (3) すべての道徳的不一致および対立は、合理的に解体することができる。すべての道徳問題へのたった一つの正答は存在し、それは理論の仕事によって見つけられる。
- (4) その一つの正答に到達するための正しい方法は、機械的な決定の手続きを伴っている。そのようなメカニズムを供給するのは、道徳理論の仕事である。
- (5) 道徳理論はもっぱら基準的なものであり、記述的でもなければ説明的でもない。
- (6) 道徳問題は、道徳の専門家(moral experts)によって解かれるのが最もよい。道徳の専門家とはすなわち、今身近にあるそのケースにどの法則を適用すればよいかを知っている人々であり、法則によって解答を演繹させることを訓練した人々のことである。

先ほど挙げた Brown の主張に従えば、これらの前提は、エンジニアリング・モデル（ただし、「理論の果実」という考えから区別されたものである）の特徴化というに等しい。つまり、（具体的に言述することが不可能なものとしての）道徳的状況(moral situations)を浮かび上がらせ、道徳的状況への理解を深めさせ、そのような状況についてどのように考えようとしているか、どのように振る舞おうとしているのかを人に伝えるという目的のために、一言で換言すれば道徳的状況を担うという目的のために、（具体的に言述することが可能なものとしての）理論・法則・原理そして一般的道徳概念はもたらされるということが出来る。その原則主義的性格もまた一掃されなければならないエンジニアリング・モデルではあるが、その演繹主義・基礎づけ主義・反解釈学主義(antihermeneuticism)への妥当な異論からは、(反理論・個別主義の正当性に対して)われわれはエンジニアリング・モデル廃棄という結論を下すことができない。

反理論的アプローチへの反対意見は、前提から導かれた推論ではありえないという批判を別としても、少なくとも二つある。ひとつは、理論ないし理論化することはわれわれの実践のうちの一部らしいということである。個別のあるケースから他のケースへ拡張させるために、よく考えた上で行われた判断や直観とマッチさせるべく一般的原理を見つけだそうと試みることは、ごく自然なことのようにもあるし、道徳生活の単なる一部ないし断片であるようにも思われる。理論と実践の誇張された分割がただ持ち込まれただけで、理論を犠牲にして実践が優先されたということのように思われる。

反理論の立場のもう一つの問題は、道徳の正当化が「ブラックボックス」になっているということである。道徳判断の社会一般的正当性を用意することは、反理論の立場では難しい。方法論的問題は不可思議な世界に委ねられている。つまり、それは不透明で、どこか神秘的で、実践知の知的能力つまり道徳の知覚と判断に関する精神的能力に委ねられている。このことは、社会的生活における正当性とは何かということの特に出発点を難しくさせている。道徳的正答を得るためには、たとえば狙撃兵が的の中心を射抜くための能力であるとか、工芸家が最もよい木片を見抜く能力などのように、何かを達成するための能力やスキルを訓練することが最もよいと、反理論主義者はおそらく答えるだろう。このような答えに対する真つ当な反論は、社会的出来事や職業において状況の種類があまりに異なっているので、内心的かつ高次の個人的問題についての道徳的反省を越えて社会一般的正当性に拡張させようとするときに、類推が効かないということである。専門的職業においては、専門家は説明責任を有しているし、彼らが為したことは正しかったとなぜ言えるかということの説明を合法的に求めることもできる。「選択の自由」とは自分の興味を満

足させるためにあるものなのに、その自由を制限してしまう原理に身を投じているような、他者の成育に責任がある人々について思うことをわれわれは好む。われわれは、このような原理の観点から、彼らの行為を正当化するための原理を予期しうる。さらに、原理を是認することは、誰のようになりたいか、どこに立つべきか、何を為されることを望んでいるかなどを他人と意志疎通させることが可能になるのである。

少なくとも、他人を正当化することにはある程度の透明性を必要とするのであるから、道徳的根拠(moral reasons)の結果であるような原理の真実性を推定しうる。たとえば、もしプライバシーへの考察が Tom と Dick についての個人情報を広めることに反対して述べられるならば、他の事情が同じであるとすると、プライバシーについての他の考察も Harry についての個人情報を垂れ流すことを同じように禁じる。そうするとこの原理は、これらのケースの経験的違いを除いて、道徳の相違などないということを表明していることになる。同じようなケースは同じように判断されるべきなのである。それゆえ、個別のケースにおける個人の道徳判断は、そのつど原理を生み出している。反理論主義者は、不合理な思想を含んでいる例外的原理のあまりの多さに基づいて議論していた。それぞれのケースは比類のないものであるから、あるケースで起こる行為義務はそれとは別のケースに繰り越して適用することは決してできないというわけである。また、Tom のケースにおいて「口笛を吹く("blowing the whistle")」という行為を正しいことであるとさせた特性(properties)は、Harry のケースにおいても存在しているかもしれないが、このことは口笛を吹くということが Harry にとって正しい行為であるということを示しているのではない、なぜなら、Tom のケースで正しさを保証していた特性の力と相殺されるような他の特性が、Harry のケースで存在していたかもしれないからである。このような反理論主義者の言い分は、確かに認められなければならないだろう。

従って、ある道徳判断は普遍的かつ絶対的な原理を生み出すことを暗示しているものとして、ひとつの原理を解釈すべきではない。むしろ、明らかに類似しているケースに同一原理を適用しないのはなぜか、類似した判断を下さないのはなぜかということの説明する責任を道徳判断を下す人は負っており、そのような影響を他人に及ぼすだろうという真つ当な期待をそれぞれの道徳判断は立ち上らせるのである、ということ暗示しているものと解釈すべきである。もしもある人が、Tom と Dick のプライバシーの権利が侵害されてしまうから二人の個人情報を自由に利用できるようにすべきではない（そして彼ら二人のケースがとても類似しているという推定がある）と考えたとしても、これによってその人は Harry にも同じ理由を適用するための明確な義務を招いているということにはならない。そうではなくて、同じ理由を Harry のケースに拡張することをやめたこと、つまりなぜ Harry のケースは二人のケースと違うと考えたのか、そのことを説明する義務が生じているのである。私が思うに、道徳的根拠の結果であるような原理は、エンジニアリング・モデルの残骸から拾い出された、価値ある要素のみによって構成されているのではないだろうか。

## 自由な反省的均衡の方法

極端な原理一元主義と極端な個別主義の代わりとなる方法論的手段がある。それは、「自由な反省的均衡の方法(Method of Wide Reflective Equilibrium= WRE )」として言及される一つの方法である。James Griffin は、「われわれは今どのように倫理的であるべきか」という彼の論文で、



この方法について次のように述べている。

倫理学にとって最もよい手順は、一方では特殊な状況への道徳的直観、他方ではわれわれの道徳実践の理解のための定式化である一般原理、この二つの間を行きつ戻りつしながら進め、さらにこの二つの統一がもたらされるまで調整することである。このことは、今日の倫理学における方法についての卓越した見方であると私は考える。

WREは、普遍主義者(universalist)と個別主義者、双方の世界の最もよい部分を合わせたものである。WREは、特殊な状況に関する真つ当な道徳的直観と判断を考慮し、特殊な状況を越えた一般原理の主張の適切さについても認める。従ってそれは、道徳的根拠の結果としての原理を、理解を超えたものとして見捨てることなしに、道徳の正当化のためのエンジニアリング・モデルへの個別主義者の反論をも包括する。

WREは、John Rawls によって道徳研究の方法として初めて明確に言述された。WREは、道徳のはたらき(moral agent)あるいはその集合を基盤とする三つの要素によって統一性を導くことが目指された。つまりその三つの要素とは、一つ目に真つ当な道徳判断、二つ目に道徳原理、三つ目にそれと関連した背景理論(background theories)である。それらの相互適合を成就させるために含まれている一般の手順は、真つ当な道徳判断と道徳原理の間を前後に往復させ、それから一方から他方を、あるいは背景理論からそれぞれを照らすことによって調整する。そうすることによって反省的均衡に到達することができる。この方法が「反省的」と呼ばれているのは、われわれの判断が従うべき原理とは何かを知るためであり、それが「均衡」と言われているのは、原理と道徳判断は同時に起こるものだという理解があるからである。

基礎づけ主義者と演繹主義者の欠点は、統一あるいは「適合」という観念によって矯正されることによって、ふさわしく解釈し直されることになる。統一モデルは、基礎づけ主義が陥っていた独断と、純粹な演繹主義が陥っていた硬直性を除去しうる。統一的手段によれば、絶対的に特権化された知識的命題の意味における「基礎」などありえない。われわれの道徳的信念は、Quineの表現を借りれば「信念のクモの巣(web of beliefs)」のようなものである。すべての命題は繋がっており、相互扶助的である。そしてクモの巣と同じように、はっきりした起点がない。ただ矛盾なく、調和的で、結合しているという関係があるのみである（必ずしも最初に叙述された論理秩序の観点から解釈されなくても、である）。誰かによって語られた物語は、他の誰かの経験と完全に一致しているかもしれないし、その経験はトルストイの小説の中心テーマを両方とも実例で示しているかもしれない。さらに、修正されることを免除された命題など存在しない。しかしながらいくつかの命題は、永久に不動であるかのように凝り固まったものもあるかもしれない。たとえば、ナチズムが事実上誤りであったという信念を撤回するような状況はどんなものか想像できないし、数学的命題である「 $2 + 2 = 4$ 」を放棄してしまうような状況はいったいどんなものか想像することはできない。従って、個別の道徳判断と一般原理の間に違いはないのである。

「嘘をつくことはいつでも悪いことである」という命題は、おそらくかつては概念的眞実となるために言述されたものだが、われわれの考察と同じく今ではただ経験的眞実として扱われる。道徳の正当化の統一概念は、基礎づけ主義者の手段よりも、信念の関係と破棄しうる理論（命題）の現象により適しているということは明らかである。このことはWREの二つ目の重要な価値で

ある。

統一モデルを支持するもう一つの意見は、John Rawles の「反省的均衡の方法」に関する Ronald Dworkin の議論に示されている。われわれにとってとても重要な問題について、あるいはわれわれにとって当然とても重要な道德問題について、われわれは失敗や表現の誤りや誤解をやらさず可能性を減らしたいと思っている。そればかりでなく、まわりついているたくさんの信念を減らすことや、行為しようとしていることを明確に表現することを、かなり高順位の義務であると感じている。さらにわれわれは、自分は誤った考えをしてしまうことや、批判にさらされているということを他人に告白したがっている。そのような行為の最も良い方法は、はっきりとした態度をとり、一般的主張をすることである。公共の職業や専門的職業において、ある道德判断の説明責任は、一点の曇りもない透明性と原理を明確に表現することを前提として述べられる。この考えは、Ronald Dworkin, Frederick Schauer, Robert Nozick, Onora O'Neill そして Samuel Scheffler などのような道德哲学者の仕事に遡ることができる。

自由な反省的均衡の方法は、われわれが保持している実践的道德理論の最もよいモデルであると思う。それゆえ、コンピューター・エシックスはその方法とともに自らの倫理を広めるのが賢明であり、情報技術の領域において討議を投げかける努力を限界までする必要がある。

## プライバシー問題とWRE

WREがどのように機能するか、その印象をつかむために、プライバシーにおける討論を見てみることにしたい。国民国家は、モデムの起動によって、膨大な量の個人情報の処理・保管と同様に住民の監視と見張りの役割も担うようになった。五十年代にオートメーションが一つの風景にまでなったとき、データを収集されることを人々は次第に重荷として感じ始めるようになった。誤りを含んだ（ソフトな）個人情報が伝達され、不定期間保管されるということを警戒し、ゆがんだ人物像に基づいて審査されることを人々は恐れた。ほとんど完璧かつ精密に個人の人物像を構成することができるテクノロジーを、つまり個人を事実上透明化してしまうテクノロジーを、人々は快適にしてくれるものであると感じなくなってきた。最終的にこのような心配は政府によって認められ、世界中で裁かれることになった。そして政府は、プライバシーと生活の個人的領域に関しては道德的要求(moral claims)のほうに移行させた。データ保護体制(Data-protection regimes)は発達していき、世界中でその体制は履行されたのであった。

ほとんどすべてのデータ保護体制は、次の七つの価値ある原理を含んでいる。つまり、収集制限、データ品質、使用制限、用途の詳述、データ保護の保証、開示性、個人参加、この七つである。これらの原理は、誰かのプライバシーや生活の個人的領域を尊重することの、かなり特徴のない道德的必要条件とは違った解析であると言うことができる。開示性の原理と個人参加の原理のジョイントは、告知原理を支持している。つまり、誰かのデータを処理ないし保管しているという事実を個人は告知しなければならない、ということを表明している。後ろ三つの原理（データ保護の保証、開示性、個人参加）は、インフォームド・コンセントの概念に要約される。あるいは、おそらくより明白には情報技術の分野における概念、つまり「同意された情報("consented information")」の概念に要約される。この概念は今や情報処理法と情報保護法のなかで至るところにちりばめられている。

個人情報処理の過程においてインフォームド・コンセントを実践することの価値は、個人の自

律の価値によって裏付けられており、それは自己規律を為す道徳的人間の進歩的思想と、厳格なカント主義に由来している。今はもはや個人の自律の価値は確立され、世界のあらゆる国々の情報保護法および情報保護規約の中にそれは成分化されているのであるから、われわれは重要なその道徳的欠点を見だし初めている。今はただカント主義者と進歩的道徳哲学が適用され、それを制度化しているだけなのであるから（Deweyはこの制度化を「実存的適用("existential application")」として言及しただろう）、われわれはそれが正しいことである理由を考え始めてもよいだろう。われわれはあまりに、プライバシーの個人的権利を、つまり集団企業から離れるための個人的権利を強調しすぎるくらいがあるように思われる。われわれはどういうわけか、個人の利益と企業の利権のバランスをとるといふ考えを持たなかったようだ。

オランダの健康管理省(the Ministry of Health Care)において薬品および薬剤製造の検査官である B.H.Ch.Stricker は、健康管理の検査を取り扱う機関においては健康の質の向上を普及させるべき権限と同時に、個々の市民のプライバシーの権利を踏み越えるような権限をも持つべきであると、薬の制限に関するオランダでの会議で論じている。薬学は、個人情報処理に関して社会が認める範囲内で、その利用を厳しく制限されているところで進歩してきた。重きをなすべき社会利益は、制限された個人利益に奉仕することによって妥協が計られてきた。その検査官は、ここ近年において検査機関は、住民の健康のより高い目標に奉仕するために、オランダの厳格なプライバシー法と情報保護法を意図的に逸脱したことを明らかにしたのである。

その最初のケースは、慢性関節炎の治療のための薬剤の使用と、心臓の障害との関係を調査する際であった。調査はオランダのすべての病院に保管してあるカルテに基づいて行われた。そのとき、データ使用の許諾はとられなかった。理由は、第一に膨大な数の患者のデータを扱う必要があり、第二にそのことを知らされた患者が（おそらく不必要な）心配をしてしまうかもしれないからである。後者の理由は、心臓を患っている患者グループを扱うときに特に考慮された。二つ目のケースは、最近死亡した患者の脳から製造された成長ホルモンを使用することで成長が遅れてしまった子どもの治療と、クロイツフェルト・ヤコブ病の蔓延との関係を調査する際であった。このケースにおいて情報保護法とインフォームド・コンセントの要求に応じなかった主な理由は、若い子どもたちにおける疑わしい因果の結びつき、六ヶ月という調査期間の短さ、無根拠の関連性、などの深刻かつ厄介な本質と関係していた。

あまりに厳格なプライバシー保護体制は公共の健康にとって深刻な脅威を示すかもしれないということが、このケースあるいは他のケース（たとえば予防接種政策、腫瘍学調査、遺伝学調査）の基底には示されていると Stricker 氏は主張する。このようなケース、あるいはこれと似たようなケースは、表面上のもっともらしさ以上のものを備えている。道徳的なプライバシーの権利に対する違反行為は受け入れることができる場合もあるかもしれないということ、唯一不可侵の道徳的なプライバシーの権利は非現実的なだけでなく望まれもしないということ、このことは示している。

WREに関する Griffin の記述を今ここで再び引用すれば、次のように注釈できる。

一方では「心臓障害とクロイツフェルト・ヤコブ病のケースのように」特殊な状況への道徳的直観、他方ではわれわれの道徳実践「たとえばパブリックな健康調査の理解のための定式化である一般原理「たとえば、實際上排他的な個人の権利としての道徳的なプライバシーの権利」、

この二つの間を行きつ戻りつしながら進め、さらにこの二つの統一がもたらされるまで調整することである。・・・

新しいコンピューター技術の脅威に対する最初の反応として六十年代に定式化されたプライバシーの権利は、あまりに強固になりすぎていることが今や明らかになっている。予防医学、ドラッグの監視、流行病学、人口動態統計、人口統計学などのように、人々の健康に多大な影響を及ぼす傾向のある分野での判断、妥当かつ個々の状況での判断を適応させるために、われわれはプライバシーの概念を再調整しなければならない。

W R E の線に沿った経験的観察と真つ当な道德判断に照らされた、この見事な原理の調整 (fine-tuning of principles) の見本は、情報技術や情報倫理の領域において、あるいは真つ当な I T 専門家の個々人のレベルにおいても情報政策の領域においても、用いられるべきであると私は考える。

(鶴菌 健)